

提出意見とこれに対する県の考え方

【内容に関するもの】（２件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	農用地において、用水路を活用した水堀工事および落下防止用の簡易柵の設置は検討可能でしょうか。 軽トラックや農機等を農用地へ出入りさせる際、行政基準に基づく板橋等を用意、または基準を指定しておくことで、個人が任意に橋を設置・使用することを防止できると考えます。 これらは害獣対策として電気柵以上の効果が期待でき、初期工事費用は掛かるものの、維持管理費の低減につながると思われます。 なお、水堀の深さや幅については、有識者の意見を踏まえて検討すべきと考えます。 また、出入り口を限定することで、昨今問題となっている農作物盗難への防犯効果も高まると考えます。	本方針は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に即して、将来を見通した農用地の面積目標や取組を定めるとともに、市町の農業振興地域整備計画の策定に際し、基本となるべき事項について定める物であることから、原案のとおりとします。
2	林業用索道を小型化し、肥料や農作物等の搬入搬出を支援する仕組みの検討は可能でしょうか。 圃場へのトラック等の出入りに起因する事故防止の観点からも有効と考えます。 仮に索道の導入が困難な場合であっても、将来的な産業用モノレール設置を考慮した設計を、整備・保全段階から行うことが望ましいと考えます。 スマート農業の一部は依然として検証段階にあるため、新規の農業従事者や農業法人の誘致・新規参入にあたっては、新技術の導入以前に、維持管理費用を抑え、肉体労働の負担を軽減できる基盤整備が必要であると考えます。	